

## 令和3年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：令和3年5月27日（木）午前8時55分開会（定刻午前9時）
2. 場所：馬路村役場2階会議室
3. 出席者：湯浅雅文、川内みさ、岩田善稔、小松寛史、井上博俊、小松博
4. 欠席者：内原博信
5. 議題：①馬路村農業振興地域、農用地区域からの除外について  
②馬路村農用地利用集積計画の承認について  
③その他

### 6. 議事

(会長)

定刻より少し早いですが、全員がまいりましたので始めます。

4番 内原委員から欠席の申し出がありました。

定数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立します。

本日の署名議員は、6番 小松委員と7番 井上委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の伊吹さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

#### 議案第1号

(会長)

では、日程第3 議案第1号、馬路村農用地区域からの除外につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号、農業振興地域の農用地区域からの除外について説明いたします。

申請者は小松和嘉子さんです。

対象の土地となっているのは、お手元の資料（別記農用地利用計画）の4枚目の赤字記載の大字馬路字落合2216の5番。登記地目は田で、現況は畑。面積は23㎡、大字馬路字落合2216の6番。登記地目は田で、現況は畑。面積は16㎡です。

位置につきましては、お手元の資料の1枚目（公図）をご覧ください。場所は小松さん宅の下になります。2枚目に写真をつけています。

登記関係の確認書類を、3枚目以降に付けておりますので、確認していただければと思います。

なお、本会議において除外が認められたのちはこの土地を墓地および墓地への進入路にする計画となっております。

事務局からの説明は以上です。

農用地区域からの除外につきまして、議論をお願いします。

(会長)

場所は小松さんの家の前。かなり測量もしている。  
上の墓地を遠いので下してきたい。門の前、家は2215番地。  
議案第1号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

(会長)

質疑なしということですので、これで質疑を終わります。  
これより議案第1号について採決いたします。  
賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。  
それでは議案第1号については承認することとします。

#### 議案第2号

(会長)

それでは、日程第4 議案第2号 馬路村農用地利用集積計画の承認について協議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号 下限面積の設定について説明をいたします。  
第2号議案は、馬路村農用地利用集積計画の承認についてです。

馬路村農用地利用集積計画の承認について説明します。

現在、村では高知県農業公社と中間管理事業の委託契約を結んでいます。この中間管理事業とは、公社が農地の貸し手と借り手の間に入って仲介業務を行うことです。具体的には公社が利害関係者の相続関係を調査し、対象者の同意を取って、集積計画の作成や賃貸借契約の仲介業務を行います。なぜ、このような委託事業を行っているかという点、近年の耕作放棄地や遊休地の解消を図っていくことが必要ですが、現状としましては全国的に耕作放棄地等が増えることが危惧されています。農業委員会としましては耕作放棄地の解

消に向けた指導・勧告が必要となっているため、県内の自治体が公社と委託契約を結び、農地バンクの役割を担うことで解消を図っているという位置づけになっています。

本件は、資料に記載しているように貸し手となる個人（平野隆志さん）と借り手となるゆず組合の土地の利用権設定について公社が仲介業務を行います。したがって、公社から村に提出された馬路村農用地利用集積計画の申出書を精査し適当と認めたことから、農業委員会に承認を図るものです。

本議案が可決された場合は、村より告示を行い、当事者が賃貸借契約を結ぶ運びとなります。

事務局からの説明は以上です。

馬路村農地利用集積計画の承認につきまして、議論をお願いします。

(会長)

それでは、議案第2号について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(会長)

場所は農道を作ったところ、工芸の上です。

(湯浅委員)

賃借料は月、年？

(会長)

年と書いています。

(岩田委員)

エコアスの川向いを貸したが、安かった。

(井上委員)

陸男さんの隣にもあるが、田もあり？

(事務局)

今回は対象外です。

(井上委員)

水が問題

(会長)

